

## 資料 4

### 精密検査実施機関登録制度 比較調査について

長崎県においては、適切な精密検査を県民が受けられるよう精密検査実施機関の登録制度の導入を検討しています。一定の要件を満たす医療機関から申請を受付け、県の登録機関として県民へ公表することで、県民が適切な精密検査を受診しやすい体制を構築しようとするものです。

令和3年度の各がん委員会において、精密検査実施機関登録制度の登録要件案について委員よりいただいた意見を踏まえ、長崎県において登録要件の最終案を作成しました。

今年度は、精密検査実施機関登録制度の導入にあたり、県内の精密検査実施機関及び市町に対して、県の提案する登録制度が精度管理の向上に有用であることを示すため、長崎県内の精密検査実施機関に対して、比較項目調査及び登録要件（案）の充足状況等の調査を行う予定です。

調査結果を踏まえ、登録要件を満たす医療機関と満たさない医療機関を分類したうえで、各医療機関の要精査数等のデータを対応のない+検定等を用いて比較し、実態を把握することを目的としています。

比較調査項目の内容については、各がん委員会の委員へ事前に意見照会を行い、いただいた意見を踏まえて、別紙のとおりアンケート調査票（P10・11）を作成しました。

今後、精密検査実施医療機関に対し、調査を行う予定です。

## 胃がん検診精密検査医療機関登録の要件

### 1 設備等（以下の項目を全て満たすこと）

- (1) 上部消化管内視鏡検査（組織診含む）が実施できること。
- (2) 組織診検査が実施できること。但し、実施可能な他の医療・検査機関への委託も可能とする。

### 2 人的配置（以下の項目を全て満たすこと）

- (1) 精密検査を担当する医師は、消化器疾患診療について十分な経験・研修歴を有しており、内視鏡検査に習熟した医師（日本消化器内視鏡学会の専門医、日本消化器がん検診学会の認定医もしくは総合認定医、消化器病専門医等の資格を有する医師が望ましい。）が対応できること。
- (2) 確定診断に至るまでの責任ある体制が構築されていること。
- (3) 精密検査を担当する医師は、上部消化管内視鏡検査の臨床例が年間 50 例以上、または過去 5 年間の累計症例数が 150 例以上であることが望ましい。

### 3 研修会、講習会、関連学会等への参加

- (1) 精密検査を担当する医師は、常に胃がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、県胃がん委員会が指定する研修会（e-learning も含む）については、2 年に 1 回以上受講することを要件とする。可能であれば毎年受講することが望ましい。

また、県胃がん委員会が指定する研修会以外では、次に掲げる学会が主催する総会もしくは地方会のいずれかに 2 年に 1 回以上出席することでも要件を満たすこととする。

- (ア) 日本消化器内視鏡学会
  - (イ) 日本消化器がん検診学会
  - (ウ) 日本消化器病学会
  - (エ) 日本消化器外科学会
- (2) 上記の参加者は、受講証、参加証等（コピーで可）を提出すること。

### 4 その他

- (1) 精密検査の結果判明後は、紹介状の所定記載事項に結果を記入し、速やかに返送すること。
- (2) 発見胃がんに関して、県胃がん委員会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。また、がん登録についても同様であること。
- (3) 精検症例を県胃がん委員会等に提出して討議できること。

## 大腸がん検診精密検査医療機関登録の要件

### 1 設備等 (以下の項目を全て満たすこと)

- (1) 全大腸内視鏡検査の検査体制が整備されていること。全大腸内視鏡検査を行うことが困難な場合は、S状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査(二重造影法)の併用による検査や大腸CT検査でも許容する。
- (2) 組織診検査が実施できること。但し、実施可能な他の医療・検査機関への委託も可能とする。
- (3) 便潜血検査を精密検査として実施しないこと。

### 2 人的配置 (以下の項目を全て満たすこと)

- (1) 精密検査を担当する医師は、消化器疾患診療について十分な経験・研修歴を有しており、内視鏡検査に習熟した医師(日本消化器内視鏡学会の専門医、日本消化器がん検診学会の認定医もしくは総合認定医、消化器病専門医等の資格を有する医師が望ましい。)が対応できること。
- (2) 確定診断に至るまでの責任ある体制が構築されていること。
- (3) 精密検査を担当する医師は、全大腸内視鏡検査の臨床例が年間30例以上、または過去5年間の累計症例数が100例以上であることが望ましい。

### 3 研修会、講習会、関連学会等への参加

- (1) 精密検査を担当する医師は、常に大腸がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、県大腸がん委員会が指定する研修会(e-learningも含む)については、2年に1回以上受講することを要件とする。可能であれば毎年受講することが望ましい。また、県大腸がん委員会が指定する研修会以外では、次に掲げる学会が主催する総会もしくは地方会のいずれかに2年に1回以上出席することでも要件を満たすこととする。
  - (ア) 日本消化器内視鏡学会
  - (イ) 日本消化器がん検診学会
  - (ウ) 日本消化器病学会
  - (エ) 日本消化器外科学会
  - (オ) 日本大腸肛門病学会
- (2) 上記の参加者は、受講証、参加証等(コピーで可)を提出すること。

#### 4 その他

- (1) 精密検査の結果判明後は、紹介状の所定記載事項に結果を記入し、速やかに返送すること。
- (2) 発見大腸がんに関して、県大腸がん委員会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。また、がん登録についても同様であること。
- (3) 精検症例を県大腸がん委員会等に提出して討議できること。

## 肺がん検診精密検査医療機関登録の要件

### 1 設備等（以下の項目を全て満たすこと）

- (1) 胸部エックス線撮影、高分解能（薄層）CT撮影が可能であること。
- (2) 気管支鏡検査が施行でき、かつ気管支鏡下生検による病理細胞・組織診検査が可能であることが望ましい。但し、本検査は他施設に委託する（他施設と連携する）ことも可能とする。
- (3) 医療機関内又は他の医療機関の関係科（呼吸器内科、呼吸器外科、放射線科、細胞診・病理等）との協力体制がとれること。

### 2 人的配置（以下の項目を全て満たすこと）

- (1) 精密検査を実施する医師は、専門性を有すること。
- (2) 確定診断に至るまでの責任ある体制が構築されていること。
- (3) 精密検査を実施する医師は、日本肺癌学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本医学放射線学会、日本胸部外科学会、日本CT検診学会のうちいずれかの会員であること。
- (4) 精密検査を実施する医師は、肺がんの確定診断が可能な呼吸器内科、呼吸器外科又は放射線科のいずれかの専門医あるいは指導医であることが望ましいが、これらの資格を有していない医師が精密検査を実施する場合は、これらの資格を有する医師が常勤として働いている他の医療機関と協力体制がとれるようにすること。

### 3 研修会、講習会、関連学会等への参加

- (1) 精密検査を担当する医師は、常に肺がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、県肺がん委員会が指定する研修会（e-learningも含む）については、2年に1回以上受講することを要件とする。可能であれば毎年受講することが望ましい。また、県肺がん委員会が指定する研修会以外では、次に掲げる学会が主催する総会もしくは地方会のいずれかに、2年に1回以上必ず出席することでも要件を満たすこととする。

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (ア) 日本肺癌学会    | (イ) 日本呼吸器学会           |
| (ウ) 日本呼吸器外科学会 | (エ) 日本呼吸器内視鏡学会        |
| (オ) 日本医学放射線学会 | (カ) 日本胸部外科学会          |
| (キ) 日本CT検診学会  | (ク) 各地区医師会主催の肺がん検診研究会 |
| (ケ) 肺がん検診セミナー |                       |

- (2) 上記の参加者は、受講証、参加証等（コピーで可）を提出すること。

#### 4 その他

- (1) 精密検査の結果判明後は、紹介状の所定記載事項に結果を記入し、速やかに返送すること。
- (2) 発見肺がんに関して、県肺がん委員会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。また、がん登録についても同様であること。
- (3) 精検症例を県肺がん委員会等に提出して討議できること。

## 子宮がん検診精密検査医療機関登録の要件

### 1 設備等（以下の項目を全て満たすこと）

- (1) コルポスコープを整備し、細胞診及び組織診による確定診断ができること。但し、判定は、実施可能な他の医療・検査機関への委託も可能とする。

### 2 人的配置（以下の項目を全て満たすこと）

- (1) 精密検査を実施する医師は、専門性を有すること。また、検査後の出血等に適切な対応ができる医師であること。
- (2) 確定診断に至るまでの責任ある体制が構築されていること。
- (3) 精密検査を実施する医師は、日本婦人科腫瘍学会の専門医であることが望ましいが、日本産科婦人科学会専門医であることは必須とする。
- (4) 産婦人科専攻医は日本産科婦人科学会指導医の指導のもとに実施する。

### 3 研修会、講習会、関連学会等への参加

- (1) 精密検査を担当する医師は、常に子宮がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、県子宮がん委員会が指定する研修会（e-learning も含む）については、2年に1回以上受講することを要件とする。可能であれば毎年受講することが望ましい。また、県子宮がん委員会が指定する研修会以外では、次に掲げる学会が主催する総会もしくは地方会のいずれかに2年に1回以上必ず出席することでも要件を満たすこととする。
  - (ア) 日本婦人科がん検診学会
  - (イ) 日本婦人科腫瘍学会
  - (ウ) 日本産科婦人科学会
  - (エ) 日本臨床細胞学会
- (2) 上記の参加者は、受講証、参加証等（コピーで可）を提出すること。

### 4 その他

- (1) 精密検査の結果判明後は、結果を速やかに報告すること。
- (2) 発見子宮がんに関して、県子宮がん委員会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。また、がん登録についても同様であること。
- (3) 精検症例を県子宮がん委員会等に提出して討議できること。

## 乳がん検診精密検査医療機関登録の要件

### 1 設備等 (以下の項目を全て満たすこと)

(1) 乳がん検診精密検査実施機関は、次の精密検査及び診断が実施できること。

#### (ア) 問診・視触診

・乳腺疾患の診療に熟知した医師が行う、あるいはその監督下で行えることが望ましい。

#### (イ) 乳房X線撮影

・乳房X線撮影装置(マンモグラフィ)が日本医学放射線学会の定める使用基準を満たし、線量(3mGy以下)及び画質基準を満たすこと。

・少なくとも2方向撮影、圧迫スポット撮影及び拡大撮影が可能なこと。

・日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する読影講習会またはこれに準ずる講習会を修了し、十分な読影能力を有する医師により読影されること。

・日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する撮影技術及び精度管理に関する講習会またはこれに準ずる講習会を修了した診療放射線技師が撮影すること。あるいはその監督下で撮影されること。

・日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格していること。

#### (ウ) 乳房超音波検査

・超音波診断装置に適切な深触子(電子リニア式深触子、特にコントラスト分解能、方位分解能、時間分解能に配慮しているもの)を接続して使用すること。

・乳房超音波検査に習熟した医師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師が検査を行うこと。

・乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断すること。

#### (エ) 乳腺MRI

・乳腺MRIが施行できること。但し、本検査は他施設に委託する(他施設と連携する)ことも可能とする。

・乳腺疾患のMRI診断に習熟した医師が診断すること。

#### (オ) 細胞診及び組織診

・細胞診、針生検が可能であること。

・細胞診の診断は、病理専門医又は細胞診専門医により、組織診の診断は、病理専門医により行われること。

### 2 人的配置 (以下の項目を全て満たすこと)

(1) 精密検査を実施する医師は、専門性を有すること。

(2) 確定診断に至るまでの責任ある体制が構築されていること。

(3) 精密検査を実施する医師は、日本乳癌学会認定医または専門医であることが望ましいが、これらの資格を有していない医師が精密検査を実施する場合は、これらの資格を有する医師が常勤として働いている他の医療機関と協力体制がとれるようにす



ること。

### 3 研修会、講習会、関連学会等への参加

- (1) 精密検査を担当する医師は、常に乳がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、県乳がん委員会が指定する研修会(e-learningも含む)については、**2年に1回以上受講することを要件とする。可能であれば毎年受講することが望ましい**。また、県乳がん委員会が指定する研修会以外では、次に掲げる学会が主催する総会もしくは**地方会**のいずれかに**2年に1回以上必ず出席することでも要件を満たすこととする**。
  - (ア) 日本乳癌学会
  - (イ) 日本乳癌検診
- (2) 上記の参加者は、受講証、参加証等(コピーで可)を提出すること。

### 4 その他

- (1) 精密検査の結果判明後は、結果を速やかに報告すること。
- (2) 発見乳がんに関して、県乳がん委員会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。また、がん登録についても同様であること。
- (3) 精検症例を県乳がん委員会等に提出して討議できること。

乳がん検診精密検査医療機関へのアンケート調査（案）

【比較項目について】（全て記述式）

※乳がん検診として無症状者に対して行った検診についてご回答ください。

※把握していないものについては「-」と記載してください。

※一次検診のみ実施している場合→大問1のみ回答（大問2は回答不要）

※精密検査（二次検診）のみ実施している場合→大問2のみ回答（大問1は回答不要）

※一次検診及び精密検査（二次検診）を実施している場合→大問1及び大問2に回答

1. 一次検診について（自院症例について回答してください）

1-1 がん検診を行った件数

\_\_\_\_\_ 件

1-2 1-1のうち要精査となった件数

\_\_\_\_\_ 件

1-3 1-2のうち偽陽性だった件数（自院で把握できる件数を記載してください）

\_\_\_\_\_ 件

2. 精密検査（二次検診）について

2-1 精密検査を実施した件数（他施設に委託している件数も対象とします。また、一次検診で陽性となった方に対する精密検査が対象となります。

（有症状者は対象外）

\_\_\_\_\_ 件

2-2 2-1のうち他院からの紹介件数

\_\_\_\_\_ 件

2-3 2-1のうち自院で一次検診及び精密検査を行った件数

\_\_\_\_\_ 件

2-4 2-1のうち自治体へ精検結果を返送した件数

\_\_\_\_\_ 件

【登録要件について】

※検査を実施する医師が複数名いる場合には、「2. 人的配置について」「3. 関連学会への参加について」の項目は、主として検査を実施している医師について記載してください。

## 1. 設備について

1-1 自院において実施可能な検査を選んでください（複数選択可）

- ・問診・視触診
- ・乳房 X 線検査
- ・乳房超音波検査（※1）
- ・乳腺 MRI（委託含む）
- ・細胞診及び組織診検査
- ・いずれも実施していない

※1 超音波診断装置に適切な深触子（電子リニア式探触子、特にコントラスト分解能、方位分解能、時間分解能に配慮しているもの）を接続して使用している検査であること

（乳房 X 線検査を実施している場合）

1-2 乳房 X 線検査の実施に際し、満たしていないものを選んでください。

（全て満たしている場合は「いずれも満たしている」を選んでください）

- ・マンモグラフィが日本医学放射線学会の定める使用基準（※1）
- ・線量（3mGy 以下）及び画質基準
- ・2 方向撮影、圧迫スポット撮影及び拡大撮影が可能
- ・読影を行う医師が日本乳がん検診精度管理中央機構主催の読影講習会又はこれに準ずる講習会を修了している
- ・撮影を行う診療放射線技師が日本乳がん検診精度管理中央機構主催の撮影技術及び精度管理に関する講習会又はこれに準ずる講習会を修了している
- ・日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格している
- ・いずれも満たしている

※1 日本乳がん検診精度管理中央機構「日本医学放射線学会の仕様基準を満たした乳房 X 線撮影装置一覧表」参照のこと。

## 2. 人的配置について

2-1 精密検査を担当する医師が当てはまるものを選んでください

- ・日本乳癌学会認定医又は専門医
- ・いずれも当てはまらない

## 3. 関連学会等への参加について

3-1 精密検査を担当する医師が、過去2年間に参加した学会（総会もしくは地方会）を選んでください

（複数選択可）

- ・日本乳癌学会
- ・日本乳癌検診学会
- ・いずれも参加していない

以上で調査は終了となります。ご協力ありがとうございました。